

第5章 計画の推進体制と進行管理

5-1 計画の推進体制

環境基本計画を推進するため、事業を確実に行うことのできる推進体制を整えるととともに、市民や市民団体、事業者、行政機関などとの連携を積極的に実施します。

(1) 関係部署との積極的な連携

基本計画を着実に推進するため、各施策を環境課はじめ関係部署それぞれが責任を持って進めます。また、部署間の連携や情報共有を円滑に図るため、エコプラン推進員を設置します。

(2) 関係行政機関との連携

計画の推進にあたっては、他の行政機関と積極的な連携を行います。

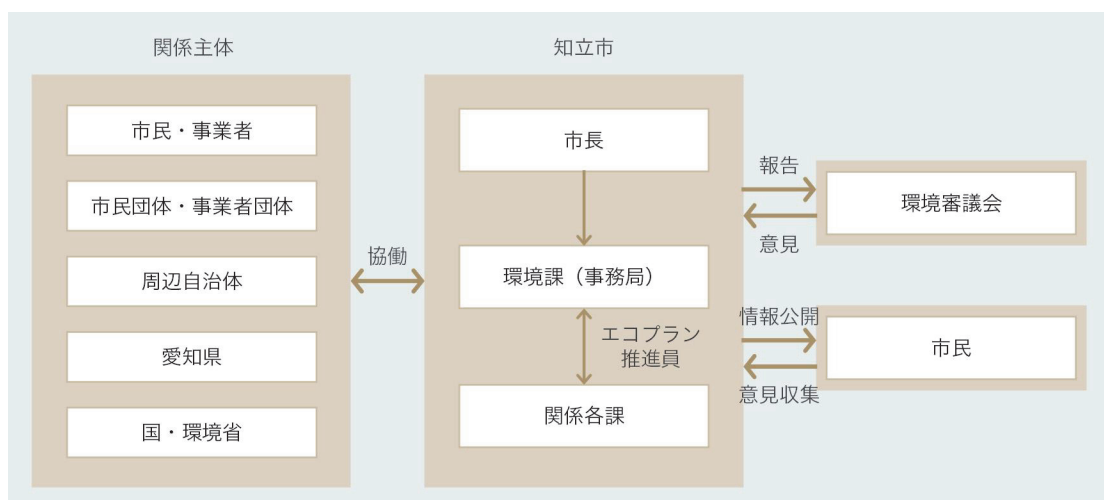
環境省はじめ国の行政機関等については、全国的な環境行政の方向性について情報共有を図り、計画や施策の方向性について確認を行います。また、広域的に対策が必要な事項を中心に、愛知県や周辺市町村と連携し効率的かつ効果的な対応を図ります。

(3) 市民や事業者とのコミュニケーション

広報、ホームページや SNS 等を積極的に活用するとともに、回覧板や市内小中学校での連絡など、多様な方法でなるべく多くの市民や事業者へ届く情報発信を心がけます。計画の進捗についても積極的な情報発信に努め、市民のニーズをフィードバックする機会を創出します。

(4) 審査機関の設置

知立市環境基本条例第 20 条に基づく知立市環境審議会を設置し、計画の進捗状況の確認と、必要な方向性の見直しや施策の改善等を図ります。



計画の推進体制

5-2 計画の進行管理

環境政策を適切に進めるため、PDCA サイクルを用いた進行管理を実施します。

本計画に基づき、年次行動計画を毎年作成したのち、その年に必要な取り組みを実施しながら、進め方や体制を適宜見直します。また、施策の実施結果をもとに、知立市の環境の現状「知立の環境」「実績報告書」を作成し、環境審議会に諮りながら次年度以降の実施内容を見直すことを継続的に実施します。

なお、「知立の環境」「実績報告書」等については、市民への情報公開を行うことを前提に、分かりやすくとりまとめを行います。



計画の進行管理